

令和6年度 教育本部理事会

令和6年(2024年)4月12日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">522 公認スキー指導者検定規程</p> <p>(公認スキー指導者検定の種類)</p> <p>第1条 公認スキー指導者検定は、次の各号に掲げる2種類とする。</p> <p>(1) スキー指導員検定 (2) スキー準指導員検定 (年度)</p> <p>第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p style="text-align: center;">I スキー指導員検定</p> <p>(スキー指導員検定)</p> <p>第3条 スキー指導員検定(以下「指導員検定会」という。)について、次のとおり定める。</p> <p>(実施)</p> <p>第4条 指導員検定会は、本連盟の主催・主管で行う。</p> <p>(周知)</p> <p>第5条 指導員検定会の開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。</p> <p>(責任者・検定員)</p> <p>第6条 指導員検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</p> <p>(2) 主任検定員は、スキーA級検定員資格が有効な本連盟のスキー専門委員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者</p> <p>(3) 検定員は、スキーA級検定員資格が有効な本連盟のスキー専門委員・スキー技術員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者</p> <p>(4) 検定員は、スキーA級検定員3名以上で構成する</p> <p>(5) 検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める (会期)</p> <p>第7条 指導員検定会の会期は、3日間を原則とし、同期日に行う。諸事情により、会期を変更することができる。</p> <p>(会場・回数)</p> <p>第8条 指導員検定会の会場は、5会場を原則とし、諸事情により、会場数を変更することができる。同一年度内の受検は、1回限りとし、受検者は、各検定会場の内、1会場に限り受検することができる。</p> <p>(検定基準・実施要領)</p> <p>第9条 指導員検定会は、スキーの実技テスト及び理論テストを実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。</p>	<p style="text-align: center;">522 公認スキー指導者検定規程</p> <p>(公認スキー指導者検定の種類)</p> <p>第1条 公認スキー指導者検定は、次の各号に掲げる2種類とする。</p> <p>(1) スキー指導員検定 (2) スキー準指導員検定 (年度)</p> <p>第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p style="text-align: center;">I スキー指導員検定</p> <p>(スキー指導員検定)</p> <p>第3条 スキー指導員検定(以下「指導員検定会」という。)について、次のとおり定める。</p> <p>(実施)</p> <p>第4条 指導員検定会は、本連盟の主催・主管で行う。</p> <p>(周知)</p> <p>第5条 指導員検定会の開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。</p> <p>(責任者・検定員)</p> <p>第6条 指導員検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</p> <p>(2) 主任検定員は、スキーA級検定員資格が有効な本連盟のスキー専門委員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者</p> <p>(3) 検定員は、スキーA級検定員資格が有効な本連盟のスキー専門委員・スキー技術員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者</p> <p>(4) 検定員は、スキーA級検定員3名以上で構成する</p> <p>(5) 検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める (会期)</p> <p>第7条 指導員検定会の会期は、3日間を原則とし、同期日に行う。諸事情により、会期を変更することができる。</p> <p>(会場・回数)</p> <p>第8条 指導員検定会の会場は、5会場を原則とし、諸事情により、会場数を変更することができる。同一年度内の受検は、1回限りとし、受検者は、各検定会場の内、1会場に限り受検することができる。</p> <p>(検定基準・実施要領)</p> <p>第9条 指導員検定会は、スキーの実技テスト及び理論テストを実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。</p>	

<p>(受検資格)</p> <p>第10条 指導員検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。</p> <p>(1) 受検する年度の4月1日時点で21歳以上</p> <p>(2) 受検する年度の3年度前までに、スキー準指導員を取得し、資格が有効な者</p> <p>(3) 加盟団体が主催するスキー指導者養成講習カリキュラム(以下「養成講習」という。)を指導員検定会までに修了し、養成講習修了報告書又は所属加盟団体によって証明された者。ただし、修了した養成講習の有効期間は3か年とする。養成講習の内容は別に定める。</p> <p>(特別推薦による受検)</p> <p>第11条 <u>オリンピック出場者、又は3回以上全日本選手権(技術選手権・マスターズ・ジュニアを除く)、F I S公認大会及び国スポ等の競技会において入賞した者は、スキー準指導員資格を有していなくても、加盟団体長の推薦により特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て、当該年度の指導員検定会の受検手続きを行い、検定会で受検することができる。なお、特別推薦書の提出期限は受検する年度の10月末日までとし、本連盟の会員登録完了後、出場大会名、種目、順位を付記し、その証明書類を添付して提出する。</u></p>	<p>(受検資格)</p> <p>第10条 指導員検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。</p> <p>(1) 受検する年度の4月1日時点で21歳以上</p> <p>(2) 受検する年度の3年度前までに、スキー準指導員を取得し、資格が有効な者 <u>又は、功労スキー準指導員</u></p> <p>(3) 加盟団体が主催するスキー指導者養成講習カリキュラム(以下「養成講習」という。)を指導員検定会までに修了し、養成講習修了報告書又は所属加盟団体によって証明された者。ただし、修了した養成講習の有効期間は3か年とする。養成講習の内容は別に定める。</p> <p>(特別推薦による受検)</p> <p>第11条 <u>以下の者は、前条第1項第2号に記載の資格を有していなくても、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、加盟団体長より特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て、検定を受検することができる。</u></p> <p><u>(1) オリンピックに1回以上出場した者</u></p> <p><u>(2) 以下の競技会において6位以内の成績を3回以上収めた者</u></p> <p><u>①全日本スキー選手権大会</u></p> <p><u>②全日本スキー技術選手権大会</u></p> <p><u>③F I S公認大会</u></p> <p><u>④国民スポーツ大会</u></p> <p><u>2 特別推薦書の提出方法は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 推薦希望者は、本連盟の会員登録完了後、所定の特別推薦書に出場大会名、種目、順位を付記し、その証明書類を添付して、所属加盟団体経由で、本連盟に提出する。</u></p> <p><u>(2) 本連盟への提出期限は、受検する年度の10月31日(土日祝日の場合は前営業日)とする。加盟団体への提出期限は各加盟団体で定める。</u></p> <p><u>3 特別推薦により受検資格が認定された者は、当該年度のスキー指導員検定会の受検手続きを行い、検定を受検することができる。</u></p>	<p>功労スキー準指導員を追加</p> <p>文言整理</p> <p>6位以内とする</p> <p>「国スポ」→「国民スポーツ大会」</p> <p>提出方法、提出期限、認定後の手続きの明確化</p> <p>提出期限は営業日基準とした</p>
<p>(合格者の手続)</p> <p>第12条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより、資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果報告及び発表)</p> <p>第13条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。</p> <p>2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。</p> <p>(特別推薦による合格)</p> <p>第14条 外国の国家検定教師の資格者又は日本プロスキー教師協会(S I A)のアルペンスキー・ステージIVとして10年以上常勤した者は、<u>本連盟の会員登録完了後、加盟団体長の推薦により特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て手続後、スキー指導員の資格を取得することができる。なお、特別推薦書の提出期限は3月末日までとし、既得資格のライセンス証(写)を添付し提出する。</u></p>	<p>(合格者の手続)</p> <p>第12条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより、資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果報告及び発表)</p> <p>第13条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。</p> <p>2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。</p> <p>(特別推薦による合格)</p> <p>第14条 外国の国家検定教師の資格者又は日本プロスキー教師協会(S I A)のアルペンスキー・ステージIVとして10年以上経過した者は、加盟団体長より特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て手続後、スキー指導員の資格を取得することができる。</p> <p><u>2 特別推薦書の提出方法は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 推薦希望者は、本連盟の会員登録完了後、所定の特別推薦書に既得資格のライセンス証(写)を添付して、所属加盟団体経由で、本連盟に提出する。</u></p> <p><u>(2) 本連盟への当該年度の最終提出期限は、3月31日(土</u></p>	<p>文言整理</p> <p>提出方法の明確化</p> <p>提出期限は営業日基準とし</p>

<p style="text-align: center;">II スキー準指導員検定</p> <p>(スキー準指導員検定)</p> <p>第 15 条 スキー準指導員検定 (以下「準指導員検定会」という。) について、次のとおり定める。</p> <p>(実施)</p> <p>第 16 条 準指導員検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主管で行う。</p> <p>2 加盟団体が単独で開催できない場合は、他の加盟団体と合同で開催することができる。</p> <p>(申請)</p> <p>第 17 条 準指導員検定会を主管する加盟団体は、10 月末日までに開催日程、会場、責任者及び主任検定員を本連盟に提出し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任検定員の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。</p> <p>(周知)</p> <p>第 18 条 準指導員検定会を主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。</p> <p>(責任者・検定員)</p> <p>第 19 条 準指導員検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</p> <p>(2) 主任検定員は、スキー A 級検定員資格が有効な本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員の中から選任し、主管加盟団体長が委嘱した者</p> <p>(3) 検定員は、次の要件を満たす 3 名以上で構成し、主管加盟団体長が委嘱した者</p> <p>① スキー A 級検定員又はスキー B 級検定員資格が有効な者</p> <p>② スキー A 級検定員 1 名以上、本連盟教育本部専門委員・スキー技術員 1 名以上を含める</p> <p>(実施回数、会期)</p> <p>第 20 条 準指導員検定会は、同一年度内において、実技テストと理論テストを 1 回ずつ実施することを原則とし、受検者数の多いときは回数を増すことができる。</p> <p>2 同一年度内の受検は、各加盟団体での合同開催又は他の加盟団体へ委託の場合も含めて、1 回限りとする。</p> <p>3 会期は、2 日間を原則とし、諸事情により変更することができる。</p> <p>(検定基準・実施要領)</p> <p>第 21 条 準指導員検定会は、スキーの実技テスト及び理論テストを実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。</p> <p>(受検資格)</p> <p>第 22 条 準指導員検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。</p> <p>(1) 受検する年度の 4 月 1 日時点で 18 歳以上</p> <p>(2) 受検する年度の前年度までに、スキー級別テスト 1 級</p>	<p style="text-align: center;">II スキー準指導員検定</p> <p>(スキー準指導員検定)</p> <p>第 15 条 スキー準指導員検定 (以下「準指導員検定会」という。) について、次のとおり定める。</p> <p>(実施)</p> <p>第 16 条 準指導員検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主管で行う。</p> <p>2 加盟団体が単独で開催できない場合は、他の加盟団体と合同で開催することができる。</p> <p>(申請)</p> <p>第 17 条 準指導員検定会を主管する加盟団体は、10 月 <u>31</u> 日 <u>(土日祝日の場合は前営業日)</u> までに開催日程、会場、責任者及び主任検定員を本連盟に提出し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任検定員の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。</p> <p>(周知)</p> <p>第 18 条 準指導員検定会を主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。</p> <p>(責任者・検定員)</p> <p>第 19 条 準指導員検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</p> <p>(2) 主任検定員は、スキー A 級検定員資格が有効な本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員の中から選任し、主管加盟団体長が委嘱した者</p> <p>(3) 検定員は、次の要件を満たす 3 名以上で構成し、主管加盟団体長が委嘱した者</p> <p>① スキー A 級検定員又はスキー B 級検定員資格が有効な者</p> <p>② スキー A 級検定員 1 名以上、本連盟教育本部専門委員・スキー技術員 1 名以上を含める</p> <p>(実施回数、会期)</p> <p>第 20 条 準指導員検定会は、同一年度内において、実技テストと理論テストを 1 回ずつ実施することを原則とし、受検者数の多いときは回数を増すことができる。</p> <p>2 同一年度内の受検は、各加盟団体での合同開催又は他の加盟団体へ委託の場合も含めて、1 回限りとする。</p> <p>3 会期は、2 日間を原則とし、諸事情により変更することができる。</p> <p>(検定基準・実施要領)</p> <p>第 21 条 準指導員検定会は、スキーの実技テスト及び理論テストを実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。</p> <p>(受検資格)</p> <p>第 22 条 準指導員検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。</p> <p>(1) 受検する年度の 4 月 1 日時点で 18 歳以上</p> <p>(2) 受検する年度の前年度までに、スキー級別テスト 1 級</p>	<p>た</p> <p>文言整理 提出期限は営業日基準とした</p>
---	--	--

<p>(スキープライズテストを含む。)に合格した者</p> <p>(3) 加盟団体が主催する養成講習を準指導員検定会までに修了し、養成講習修了報告書によって証明された者</p> <p>2 前項第3号の養成講習については、基礎理論15時間、指導実習6時間とし、修了した養成講習の有効期間は2か年とする。実技実習は22時間とし、有効期間は受講年度のみとする。</p> <p>3 前項に定める養成講習の内容は、別に定める。</p> <p>(受検手続)</p> <p>第23条 準指導員検定会を他の加盟団体に委託する加盟団体は、事前に委託先の加盟団体に、所属会員の受検の受け入れを依頼し、承諾を得る。</p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第24条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果の報告)</p> <p>第25条 主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を経て、主管加盟団体長に報告する。</p> <p>2 主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。</p> <p>(特別推薦による合格)</p> <p>第26条 日本プロスキー教師協会(SIA)のアルペンスキー・ステージⅢとして5年以上連続して常勤した者は、<u>本連盟の会員登録完了後、加盟団体長の推薦により特別推薦書</u>を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て手続後、スキー準指導員の資格を取得することができる。<u>なお、特別推薦書の提出期限は3月末日までとし、既得資格のライセンス証(写)を添付し提出する。</u></p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第27条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p>	<p>(スキープライズテストを含む。)に合格した者</p> <p>(3) 加盟団体が主催する養成講習を準指導員検定会までに修了し、養成講習修了報告書によって証明された者</p> <p>2 前項第3号の養成講習については、基礎理論15時間、指導実習6時間とし、修了した養成講習の有効期間は2か年とする。実技実習は22時間とし、有効期間は受講年度のみとする。</p> <p>3 前項に定める養成講習の内容は、別に定める。</p> <p>(受検手続)</p> <p>第23条 準指導員検定会を他の加盟団体に委託する加盟団体は、事前に委託先の加盟団体に、所属会員の受検の受け入れを依頼し、承諾を得る。</p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第24条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果の報告)</p> <p>第25条 主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を経て、主管加盟団体長に報告する。</p> <p>2 主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。</p> <p>(特別推薦による合格)</p> <p>第26条 日本プロスキー教師協会(SIA)のアルペンスキー・ステージⅢとして5年以上<u>経過</u>した者は、加盟団体長より特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て手続後、スキー準指導員の資格を取得することができる。</p> <p><u>2 特別推薦書の提出方法は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 推薦希望者は、本連盟の会員登録完了後、所定の特別推薦書に既得資格のライセンス証(写)を添付して、所属加盟団体経由で、本連盟に提出する。</u></p> <p><u>(2) 本連盟への当該年度の最終提出期限は、3月31日(土日祝日の場合は前営業日)とする。加盟団体への提出期限は各加盟団体で定める。</u></p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第27条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p>	<p>文言整理</p> <p>提出方法の明確化</p> <p>提出期限は営業日基準とした</p>
<p>昭和58年8月 改正</p> <p>昭和59年5月 改正</p> <p>昭和61年5月 改正</p> <p>昭和62年9月 改正</p> <p>平成元年6月 改正</p> <p>平成2年1月 改正</p> <p>平成4年10月 改正</p> <p>平成5年6月26日 改正</p> <p>平成6年10月3日 改正</p> <p>平成7年10月13日 改正</p> <p>平成10年10月5日 改正</p> <p>平成11年10月18日 改正</p> <p>平成12年9月20日 改正</p> <p>平成12年10月26日 改正</p> <p>平成13年9月28日 改正</p> <p>平成14年11月5日 改正</p> <p>平成15年6月27日 改正</p> <p>平成16年6月25日 改正</p> <p>平成18年6月15日 改正</p>	<p>昭和58年8月 改正</p> <p>昭和59年5月 改正</p> <p>昭和61年5月 改正</p> <p>昭和62年9月 改正</p> <p>平成元年6月 改正</p> <p>平成2年1月 改正</p> <p>平成4年10月 改正</p> <p>平成5年6月26日 改正</p> <p>平成6年10月3日 改正</p> <p>平成7年10月13日 改正</p> <p>平成10年10月5日 改正</p> <p>平成11年10月18日 改正</p> <p>平成12年9月20日 改正</p> <p>平成12年10月26日 改正</p> <p>平成13年9月28日 改正</p> <p>平成14年11月5日 改正</p> <p>平成15年6月27日 改正</p> <p>平成16年6月25日 改正</p> <p>平成18年6月15日 改正</p>	

平成 18 年 11 月 1 日 改正	平成 18 年 11 月 1 日 改正	
平成 21 年 9 月 18 日 改正	平成 21 年 9 月 18 日 改正	
平成 22 年 8 月 31 日 改正	平成 22 年 8 月 31 日 改正	
平成 23 年 9 月 20 日 改正	平成 23 年 9 月 20 日 改正	
平成 25 年 8 月 9 日 改正	平成 25 年 8 月 9 日 改正	
平成 26 年 7 月 15 日 改正	平成 26 年 7 月 15 日 改正	
平成 29 年 7 月 15 日 改正	平成 29 年 7 月 15 日 改正	
令和 2 年 11 月 6 日 改正	令和 2 年 11 月 6 日 改正	
令和 5 年 7 月 5 日 改正	令和 5 年 7 月 5 日 改正	
令和 5 年 9 月 29 日 改正	令和 5 年 9 月 29 日 改正	
	<u>令和 6 年 4 月 12 日 改正</u>	